

令和4年12月19日

香芝・王寺環境施設組合議会

第3回(臨時会)6日目

会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

令和4年第3回香芝・王寺環境施設組合議会臨時会会議録

- 1 開催年月日 令和4年12月19日
- 2 開催場所 香芝市役所5階議会委員会室
- 3 出席議員 4名
  - 5番 川田 裕
  - 6番 河杉 博之
  - 7番 下村 佳史
  - 8番 中谷 一輝
- 4 欠席議員 4名
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 福岡 憲宏

事務局長 井上 隆
- 6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局次長 平野 厚

事務局係長 増田 勝久

事務局主幹 吉田 卓朗
- 7 会議の事件は、次のとおりである。
  - 1 発議第5号 香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一部を改正することについて
  - 2 発議第11号 香芝・王寺環境施設組合議会基本条例の一部を改正することについて
  - 3 議第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

7番 下村 佳史

8番 中 谷 一 輝

9 開会 午前10時00分

(副議長 河杉博之) 改めまして、おはようございます。本日、議長が欠けておりますので、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長であります私が議長の職務を行います。それでは、第3回臨時会を再開いたします。委員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様をお願いを申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにしてください。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、各自対応のほどどうぞよろしくをお願いを申し上げます。それでは、管理者からのご挨拶を受けます。福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 改めまして、皆様おはようございます。本日、香芝・王寺環境施設組合議会第3回臨時会開催に当たりまして、議員各位には何かとお忙しい中、ご出席賜り、誠にありがとうございます。さて、本日理事者側から上程しております案件につきましては、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、の1件でございます。どうか慎重審議賜りまして原案可決賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(副議長 河杉博之) 松岡議員、幡野議員、中川議員の3名の議員及び平井副管理者より欠席届が提出されております。欠席理由につきましては、令和3年10月以降の議会においては十分な法令審査や質疑、合意形成などもされないまま香芝選出議員の数の力で何事も決めようとするなど公正な議会運営を行われないこと等を含め、4人とも同じ理由で欠席届が出ております。以上、ご報告とさせていただきます。

ただいまの出席議員は4名でございます。地方自治法第113条の規定によります定足数に達しておりますので、これより本日の会議を

開きます。まず、本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議がないということでございますので、お手元の日程どおり本日の議事日程とすることに決めます。

日程1、会議録署名議員の指名、署名議員でございますが、本日も本会議初日に引き続きまして、7番下村佳史議員、8番中谷一輝議員にお願いをいたします。

それでは、日程に従いまして、継続審議となっております発議第5号香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一部を改正することについて、を議題といたします。これより質疑に入ります。質疑のある方、ご発言を願います。

(議員 川田裕) 動議。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 動議を提出いたします。会議規則の改定につきまして、まだ思慮する部分が多いことから、もう少し熟慮したいということで動議を提出いたします。

(副議長 河杉博之) ただいま川田議員より動議が提出されました。この動議に賛成の方はいらっしゃいますか。

ありがとうございます。動議賛成者がいらっしゃいますので、動議は成立いたしました。それでは、川田議員の動議内容について、今ご説明いただきましたが、これに対する質疑をお受けしたいと思いますが、質疑はありますか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 質疑は特にないようでございますので、ただいまの川田議員の動議に対しましての採決を行います。川田議員が提案されました動議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。ご着席ください。賛成多数と認め、川田議員提案の動議を採決いたします。採決ということになりましたので、発議第5号につきましては継続審議といたします。どうぞよろしく願いをいたします。

続きまして、日程第3、追加議案の発議第11号、香芝・王寺環境施設組合議会基本条例の一部を改正することについて、を議題といたします。提出者よりの説明を願います。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 改めて、よろしく申し上げます。議会基本条例の改正について、の提案理由説明を行います。発議第11号の議会基本条例の改正につきましては、香芝・王寺環境施設組合が地方自治法の第3編、特別地方公共団体、第3章、地方公共団体の組合、第2節、一部事務組合の規定により設立された法人であることを鑑み、組合における議会基本条例に規定する文書質問の規定において、管理者だけに限られた質問を副管理者まで範囲を広げることを求めるものであります。また、それに加えて、議会閉会中としたものを一般質問が行われる権限を有する定例会

を除いた期間に文書質問を行う権限を条例に規定することを求めるものであります。その理由といたしましては、地方自治法第121条により、管理者等及び補助職員は正当な理由なく欠席することは許されず、それらの行為は憲法92条に規定される地方自治の本旨、すなわち地方議会議員の本質的責務の履行を不可能にするものであり、住民自治を阻害することは言うまでもありません。よって、以上の理由により、発議11号の改正を求めるものであります。以上、提案理由とさせていただきます。

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方、ご発言をお願いします。

(議員 中谷一輝) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、中谷議員。

(議員 中谷一輝) 私からも発議第11号の賛成議員として補足説明を行いたいと思います。今、川田議員から発議第11号の提案理由説明がありましたが、その説明に対する補足意見をいたします。提案理由の説明の中には、地方自治法第121条の規定の説明がありました。この条文中には、「議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない」とされ、確認したところ、昨年度から副管理者が組合議会を欠席され続けてから出席要請はなされており、副管理者の欠席の理由も過去の組合議会において正当な理由でないことが確認されているところであります。これらの正当な理由なく議会を欠席する行為は地方自治法第121条の条文からも確認できるように、組合議会の議会においてその審議に必要な説明を行うために議場に出席する義務があるとされ、執行者としての説明責任の根拠足るものであります。これらの趣旨は重要であり、憲法第92条の「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこ

れを定める」と規定され、その地方自治の本旨における議員の本質的責務の履行を不可能にするものであり、住民自治を阻害することは言うまでもありません。また、補足すれば、一部事務組合は憲法上の普通公共団体ではないと過去の大法廷で示されていますが、特別公共団体は地方自治法の規定により、おおむねが地方自治法の普通公共団体の規定を準用しており、その趣旨が遵守されない以上、違法と指摘せずに放置はできないと言わざるを得ません。よって、議会議員の本質的責務を思慮するならば、副管理者に対しても文書質問権を規定し、一般質問権が与えられない定例会以外において議員に文書質問権を付与する改正を行うことは、香芝・王寺環境施設組合の法人範囲における住民の公共福祉の増進に寄与することは言うまでもありません。以上、私からの補足説明及び意見といたします。

(副議長 河杉博之) ほかに質疑はございますでしょうか。

(議員 下村佳史) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、下村議員。

(議員 下村佳史) 私からも補足説明並びに意見を述べさせていただきます。発議第11号の賛成議員として、今、川田議員から提案理由の説明がありましたが、その説明に対する補足説明をいたします。補足意見を述べさせていただきます。この議会の基本条例の改正の趣旨は、今、中谷議員からも補足説明がありましたように、組合副管理者が正当な理由なく、長期間にわたり議会を欠席する行為は明らかに住民自治を阻害していると指摘せざるを得ません。我々は議会を正当な理由なく欠席したことはなく、住民の公共福祉増進のために議員に課せられた本質的責務を全うすべく、議会においても質問権が付与されています。しかしながら、正当な理由なく長期間にわたり議会を欠席するという行為を思慮すると、明らかに議員の質問権を制限することになることは明らかであり

ます。組合議会とは、一部事務組合を構成する団体により、その議会の組織及び議員の選挙の方法が決められ、構成団体より議員が選出されています。言わずもがなであります。普通地方公共団体の住民自治といっても直接民主制を採用することは困難であり、間接民主制を基本とされておりますが、本一部事務組合の議会においては、さらに住民から遠い間接民主制の中からの間接民主制にて議員を選出しているという事実があります。それだけに、この観点からすると、住民が選挙で地方議会議員を選出し、さらにその地方議会議員の中から選出された組合議会議員の質問権に制限を与えると同時に、正当な理由なき答弁拒否は、有権者の意思を反映して議会に出席して発言し、表決を行う意思決定に対して、当該議員にとっての権利の侵害であり、住民自治の実現にとって許されない行為と言わざるを得ません。よって、議会議員の本質的責務を思慮するならば、副管理者に対しても文書質問権を規定し、一般質問権が与えられない定例会以外において、議員に文書質問権を付与する改正を行うことは、香芝・王寺環境施設組合の法人範囲における住民の公共福祉の増進に寄与することは言うまでもありません。以上、私からの補足説明といたします。

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。暫時休憩します。

(休憩)

(副議長 河杉博之) 休憩を解いて再開をいたします。ほかにございますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ほかにないようでございますので、質疑を打ち切り  
ます。これより討論に入ります。討論はございますか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 討論もなしと認めます。討論を打ち切らせていただき  
ます。これより発議第11号、香芝・王寺環境施設組合議会基本条例の  
一部を改正することについて、を採決いたします。発議第11号につい  
ては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。よって、発議第11号は原案の  
とおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程第4、追加議案の議第7号、一般職の職員の給与に関す  
る条例の一部を改正することについて、を議題といたします。理事者  
よりの説明を求めます。

(事務局長 井上隆) はい。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) よろしく願いいたします。ただいま上程になりました  
議第7号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することにつ  
いて、の提案理由をご説明申し上げます。追加議案書の1ページから7  
ページ、新旧対照表の1ページから12ページをご覧ください。本案  
は、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正  
され、組合の構成団体である香芝市及び王寺町において給与に関する条  
例の一部改正の議案が上程されましたことに伴いまして、当組合におき

ましても、市町に準じた一般職の職員の給与に関する条例の一部の改正を行うものでございます。主な改正点は、まず条例第1条におきまして、一般職の職員の勤勉手当の支給率について令和4年12月支給分を現行より100分の10の引上げを行い、また一般職員の初任給及び若年層の基本給につきまして引上げを行うものでございます。次に、条例第2条では、令和5年4月以降の勤勉手当の支給率につきまして100分の5の引下げを行うものでございます。何とぞ慎重審議の上、原案承認賜りますようお願い申し上げます。

(副議長 河杉博之) これより質疑に入ります。質疑はございますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、討論を打ち切ります。

これより議第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、を採決いたします。議第7号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり

り可決することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は全て終了いたしました。皆様のご協力によりまして議事が滞りなく進行できました。心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。それでは、管理者、挨拶を願います。はい、福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日は何かとお忙しい中、議員の皆様方には臨時会にご出席賜りまして誠にありがとうございました。本日上程いたしました案件につきまして、ご審議いただき、原案どおり認定賜りましたこと厚くお礼を申し上げます。年の瀬も迫り、何かとご多用と存じますが、皆様方には健康に十分にご留意いただき、さらなるご活躍をされますことを祈念申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(副議長 河杉博之) これをもって本日の第3回臨時会を散会いたします。大変にご苦労さまでした。

閉会 午前10時20分